

■ 税額控除

● 調整控除

所得税から市・県民税への税源移譲において、納税者の負担が変わらないようにするための措置で、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差を調整するためのものです。

令和3年度分以降においては、基礎控除が消失する合計所得2,500万円超の者には、調整控除が適用されなくなりました。

合計課税所得金額	調整控除額	
200万円以下	①所得税との人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額	①と②のいずれか小さい額×5%
200万円超	①所得税との人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額-200万円	①-②(5万円を下回るときは5万円)×5%

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計額をいう。

※人的控除額の差額等詳細は、税務課住民税係(75-4977)までお尋ねください。

● 配当控除

株式等の配当所得がある場合、算出された所得割額から次の率を乗じた配当控除を差し引くことができます。

種 類	課税所得金額の合計額		1,000万円以下の部分に含まれる配当所得の金額		1,000万円超の部分に含まれる配当所得の金額	
			市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
一般外貨建証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
上記以外の証券投資信託			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%

● 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年1月から令和7年12月までの間に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けた方で、所得税において控除しきれなかった額を、翌年度の個人住民税から控除するものです。

個人住民税における住宅ローン控除					
居 住 開始年	平成21年1月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 令和元年9月 ※1	令和元年10月～ 令和2年12月 ※2	令和3年1月～ 令和4年12月 ※2※3	令和4年1月～ 令和7年12月 ※4
控 除 限度額	所得税の課税 総所得金額等 の5% (最高 97,500円)	所得税の課税 総所得金額等 の7% (最高 136,500円)	所得税の課税 総所得金額等 の7% (最高 136,500円)	所得税の課 税総所得金 額等の7% (最高 136,500円)	所得税の課 税総所得金 額等の5% (最高 97,500円)
控除期間	10年	10年	13年	13年	※5

※1 平成26年4月以降の入居については、住宅に適用される消費税率が8%または10%である場合です。それ以外の場合は、平成26年3月までの入居と同様です。

※2 消費税率10%で購入した方に限ります。

※3 注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末までに契約した場合に限ります。

※4 令和6年以降に建築確認を受ける住宅（登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除きます。）

または建築確認を受けない住宅で登記上の建築日が同年7月1日以降の住宅については、一定の省エネ基準に適合している場合に限ります。

※5 該当期間においては、住宅の種類によって控除期間が異なります。

住宅ローン控除が適用できる要件等詳しくは下記のホームページをご確認ください。

【国税庁】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/code/bunya-tochi-tatemono.htm>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

控除限度額は、原則として、所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）ですが、特例的な措置として、上記の表のように平成26年4月から令和4年12月（令和元年10月～令和4年12月は一定の要件を満たす場合）の入居者については、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）に拡充しています。

● 寄附金税額控除

寄附金税額控除の対象となる寄附金は、次のとおりです。

- 都道府県・市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）
- 住所地の共同募金会、日本赤十字社支部に対する寄附金
- 都道府県・市区町村が条例で定める寄附金

(1) 基本控除額 $(\text{次のいずれか少ない額} - 2 \text{ 千円}) \times 10\%$ (市民税 6%、県民税 4%) ……①

寄附金の合計額、または総所得金額 $\times 30\%$

(2) 特例控除額 $(\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times \{90\% - (\text{所得税の限界税率}(\ast))\}$ ……②

寄附金に「都道府県、市区町村に対する寄附金」が含まれる場合は、①に加えて②の額が加算されます。（所得割額の2割が上限）

※平成26年度から令和20年度は、復興特別所得税を加算した率

(3) 寄附金税額控除額 = ① + ②

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

確定申告の必要のない給与所得者等がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することにより、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる制度です。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合等は、ワンストップ特例制度の適用が受けられませんので、確定申告を行う必要があります。

ワンストップ特例を申請していても、確定申告をすると、その申請がなかったことにされます。なんらかの事情で確定申告するときは、必ずふるさと納税分も含めて申告してください。

● 外国税額控除

所得税で外国税額控除を受けた場合で、所得税で控除しきれない部分があるときは、県民税→市民税の順序で一定の限度額を所得割から控除します。

● 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

特別徴収された市県民税配当割額又は市県民税株式等譲渡所得割額について、確定申告等を行った場合は、所得割額から特別徴収された額を控除します。

また、控除しきれなかった金額があるときは、その額は還付又は充当されます。

前年中に亡くなった場合の配当割・譲渡割の取り扱いについて

源泉徴収を選択した特定口座内で、法人などから支払われる配当金や株式等の売却による利益を受け取った場合、納税義務者に代わって証券会社等が、所得税と道府県民税配当割・道府県民税譲渡割を徴収し、納入することで課税関係が終了します。

これらを、納税義務が発生する１月１日現在の居住者（納税義務者）が申告することで、個人市県民税から控除し、控除しきれなかった場合は残額を還付・充当します。

ただし、納税義務が発生する１月１日時点で亡くなられている方について、配当所得や株式等の譲渡所得等を申告することができないため、配当割・譲渡割の還付等を受けることはできません。

■ 所得割の課税の特例(分離課税)

退職所得

退職所得については、他の所得と分離して課税され、退職金などの支払者がその支払いをするときに、支払額から差し引いて市町村に納入することになります。

税額＝(退職金－退職所得控除額)×1/2×10%(市民税 6%、県民税 4%)

※5年以下で退職し、「退職金－退職所得控除額」の金額が 300 万円超のときは、300万円超の部分には 1/2 の適用はありません。また、役員等としての勤続年数が 5 年以下の人は 1/2 の適用はありません。

【退職所得控除額】

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円×勤続年数 (最低 80 万円)
20 年超	800 万円+70 万円×(勤続年数－20 年)

※障害者になったことにより退職した場合は、100 万円が加算されます。

土地・建物等の譲渡所得

土地・建物等を譲渡した場合の所得に対する住民税については、他の所得と分離して次のように課税されます。

土地や建物の所有期間が、譲渡した年の1月1日現在で5年を超えるものを「長期譲渡所得」、5年以下のものを「短期譲渡所得」といいます。

〔譲渡所得の計算〕

譲渡の収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額＝譲渡所得金額

〔主な特別控除額〕

譲渡所得の内容	特別控除額	適用条文
収用等による譲渡	5,000 万円	措法 33 の 4
自己の居住用財産の譲渡	3,000 万円	措法 35
特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000 万円	措法 34
特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500 万円	措法 34 の 2
特定土地等の長期譲渡	1,000 万円	措法 35 の 2
農地保有合理化等(農地)の特例	800 万円	措法 34 の 3

〔税率〕

区 分			市民税	県民税
長期譲渡所得	一般		3.0%	2.0%
	優良住宅地	2 千万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2 千万円超える部分	3.0%	2.0%
	居住用財産	6 千万円以下の部分	2.4%	1.6%
		6 千万円超える部分	3.0%	2.0%
短期譲渡所得	一般		5.4%	3.6%
	国又は地方公共団体等に対する譲渡		3.0%	2.0%

上 場 株 式 等 の 配 当 所得等	上場株式等に係る配当所得については、申告分離を選択した場合、他の所得と分離して、次のとおり計算されます。		
	区 分	市民税	県民税
	上場株式等に係る配当所得	3.0%	2.0%
株 式 等 の 譲 渡 所 得 等	株式等に係る譲渡所得については、他の所得と分離して、次のとおり計算されます。		
	区 分	市民税	県民税
	株式等に係る譲渡所得	3.0%	2.0%
先 物 取 引 に 係 る 雑 所 得 等	先物取引に係る所得については、他の所得と分離して、次のとおり計算されます。		
	区 分	市民税	県民税
	先物取引に係る雑所得等	3.0%	2.0%

■ 納付の方法

個人の住民税の納税には、普通徴収と給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収の3つの方法があります。

納税方法	内 容	納期限
普通徴収	市が送付する納税通知書により納めます。	
	個人市県民税	【年 4 期】 6月・8月・10月・1月 の各月末
給与からの特別徴収	給与所得者については、給与支払者が6月から翌年5月までの毎月の給与から税額を差引きし、納税者に代わって納めます。	翌月 10 日まで
公的年金からの特別徴収	65 歳以上の公的年金受給者については、年金支払者が公的年金から税額を差引きし、納税者に代わって納めます。	年6回の公的年金支給月の翌月 10 日まで

詳しくは、税務課住民税係（75-4977）にお尋ねください。